

用語の説明

1. 職業紹介関係

(1) 一般関係

① 就業形態、雇用期間及び雇用形態関係

- 一般 常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。
- 常用 雇用契約において雇用期間の定めがないもの、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
- 臨時・季節 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているものをいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない）を定めて就労するものをいう。
- パートタイム 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいう。
 - ・常用パートタイム パートタイムのうち雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間によって就労する者。
 - ・臨時的パートタイム パートタイムのうち1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労する者。
- 正社員 パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

② 求職・就職関係

- 新規求職申込件数 期間中に安定所で新たに受け付けた求職申込の件数をいう。
- 月間有効求職者数 「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 中高年齢者 45歳以上の者をいう。
- 紹介件数 求職者と求人との結合を図るため、安定所で行った紹介の件数（他安定所から連絡を受けた求人への紹介も含む）をいう。
- 就職件数 自安定所の有効求職者が、安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。
- 他県への就職件数 都道府県地域を超える広域職業紹介による就職件数をいう。
- 雇用保険受給者 受給資格決定後、所定給付日数分の基本手当の支給（延長給付を含む）を終了するまでの者をいう。
- 雇用保険受給者の一般就職件数 受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。

③ 求人・充足関係

- 新規求人数 期間中に新たに受理した求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数 「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 他県への発求人数 期間中に他都道府県へ連絡した求人数をいう。
- 充足数 自安定所の有効求人が、安定所（他安定所も含む）の紹介あっせんにより求職者と結びついた件数をいう。
- 他県からの充足数 都道府県地域を超える広域職業紹介による充足数で、他県の求人連絡先安定所からの通報等により確認したもの。又は、自安定所の有効求人到他県に居住する自安定所の求職者を充足させたもの。

(2) 新規学校卒業者関係

卒業年の6月末日までに、公共職業安定所及び学校（職業安定法第27条及び第33条の2第1項第1号の規定による学校）において取り扱ったものをいう。

(3) 日雇関係

- 日雇 日々雇用されるもの又は1か月未満の雇用期間を定めて就労するものをいう。

2. 雇用保険関係

- 離職票交付枚数 公共職業安定所長が、離職により被保険者でなくなったことの確認を行った者に交付した離職票の枚数をいう。
- 受給資格決定件数 離職者の提出した離職票に基づき、公共職業安定所長が求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。
- 基本手当 求職者給付のうち最も基本的なもので、一般被保険者が失業し、法第13条の受給要件を満たしているときに支給される。
- 初回受給者数 同一求職者給付の受給期間内における該当求職者給付の第1回目の支給を受けた者の数をいう。
- 受給者実人員 失業等給付を実際に受けた受給資格者の延数をいう。
- 支給終了者数 同一求職者給付の受給期間内に所定給付日数分の基本手当を受け終わった者の数をいう。なお、傷病手当を受給中に支給終了となった者も含む。
- 給付制限件数 受給者が職業紹介又は公共職業訓練等を拒否したこと、重責解雇されたこと、又は、自己都合により退職したこと等により一定の期間求職者給付を支給しないことを決定した件数をいう。
- 個別延長給付 雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する。(平成34年3月31日までの暫定措置) また、災害により離職した者の給付日数を原則60日(最大120日)延長する。
- 訓練延長給付 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者に対して、当該公共職業訓練等を受ける期間(訓練受講のため待機している期間及び訓練受講後もなお就職困難である者については一定期間を含む)内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することをいう。
- 技能習得手当 受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける場合に、基本手当のほか支給される給付で、受講手当、通所手当のことをいう。
- 寄宿手当 受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受ける場合に、その扶養する同居親族と別居して寄宿する場合に支給される。
- 傷病手当 受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に支給される。
- 高年齢求職者給付金 高年齢継続被保険者(65歳以上)が失業した場合、当該受給資格に基づき支給される一時金をいう。
- 特例一時金 短期雇用特例被保険者が失業した場合、当該特例受給資格に基づき支給される一時金をいう。
- 就業手当 受給資格者が給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残し、再就職手当の支給対象とならない形態で就業した場合において、一定の要件を満たしたときに支給される。
- 再就職手当 受給資格者が給付日数の3分の1以上を残して安定した職業に就いた場合であって、公共職業安定所長が必要と認めたときに支給される。
- 就業促進定着手当 再就職手当の支給を受けた受給資格者が再就職後6か月以上定着し、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた場合に支給される。
- 常用就職支度手当 受給資格者であって、障害のある方など就職が困難な方が、安定した職業に就いた場合に、一定の基準に従って支給される。
- 移転費 安定所の紹介した職業に就くため、又は安定所から指示された公共職業訓練を受けるために住所を変更しなければならない場合に、その移転に要する費用が支給される給付金をいう。
- 広域求職活動費 受給資格者等が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合に支給される。
- 短期訓練受講費 受給資格者等が平成29年1月以降に、公共職業安定所の職業指導により再就職のために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該訓練を修了した場合に支給される。
- 求職活動関係
役務利用費 受給資格者等が平成29年1月以降に、求人者との面接等や教育訓練を受講するため、子について保育等サービスを利用した場合に支給される。

- 一般教育訓練給付金 一般被保険者期間が3年以上である者（在職者）又はあった者（離職者）（初めて教育訓練給付金を受けようとする者については、被保険者であった期間が1年以上）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給される。
- 専門実践教育訓練給付金 一般被保険者期間が10年以上である者（在職者）又はあった者（離職者）（初めて教育訓練給付金を受けようとする者については、被保険者であった期間が2年以上）が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講している間に支給される。また、当該訓練を修了し、一定の要件を満たした場合に、追加支給される。
- 教育訓練支援給付金 専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者に対して支給される。
- 高年齢雇用継続基本給付金 一般被保険者期間が5年以上ある被保険者が、60歳以後基本手当を受給することなく、60歳到達時点の賃金の75%未満で就労しているときに支給される。
- 高年齢再就職給付金 60歳前に離職し、基本手当の支給を受けたことがある者が、60歳以後安定した職業に就いた場合であって、原則として60歳到達時点の賃金の75%未満で就労しているときに支給される。
- 育児休業給付金 一般被保険者が、1歳に満たない子を養育するための休業をした場合において、一定の要件を満たしたときに支給される。
- 介護休業給付金 一般被保険者が、対象家族を介護するための休業をした場合において、一定の要件を満たしたときに支給される。

3. 諸費率の算出方法

- 求人倍率 = $\frac{\text{月間有効（新規）求人数}}{\text{月間有効（新規）求職者数}}$
- 就職率 = $\frac{\text{就職件数}}{\text{月間有効求職者数}} \times 100$
- 充足率 = $\frac{\text{充足数}}{\text{月間有効求人数}} \times 100$
- 新規求職者中に占める中高年齢者の割合 = $\frac{\text{中高年齢者新規求職申込件数}}{\text{新規求職申込件数}} \times 100$
- 雇用保険受給者の就職率 = $\frac{\text{雇用保険受給者の就職件数}}{\text{雇用保険受給者実人員}} \times 100$
- 中高年齢者の就職率 = $\frac{\text{中高年齢者就職件数}}{\text{中高年齢月間有効求職者数}} \times 100$

4. 季節調整

一般に、経済時系列指標の短期的な動きの大部分は季節要素によるもので、原系列の動きからは経済動向をとらえることは困難である。このため、月次系列または四半期系列をみる場合には、原系列から季節変動部分を取り除く必要がある。

5. その他

- (1) 本労働市場年報に使用している略符号は以下のとおりです。
 - 「－」……………該当数字なし
 - 「▲」……………減
- (2) 四捨五入をした平均値等による統計表は、必ずしも合計数と「計」欄の数とは一致しない。